

次世代育成支援対策推進法に基づく

社会福祉法人山口市社会福祉協議会行動計画（第2回）

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう妊娠・出産・復職時における支援を拡大し、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2016年4月1日～2019年6月30日まで（3年3箇月間）

2. 内 容

目標1：「育児のための職員ハンドブック〔概要編〕」のパンフレットを各部署に配付し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成28年4月～ 人事院作成の「育児・介護のための両立支援ハンドブック」及び本会の「育児のための職員ハンドブック〔概要編〕」の活用及び配付による周知

目標2：育児休業制度についての周知を図り、育児休業の女性の取得率100%を維持するとともに、男性の取得率30%をめざす。

<対策>

- 平成28年4月～ 育児休業制度の周知
- 平成28年4月～ 育児休業の男性該当職員への制度利用の働きかけ

目標3：育児短時間勤務制度の取得対象年齢（3歳に満たない子から小学校就学前まで）を拡大するとともに、制度を希望する場合に利用できる短時間勤務制度の雇用形態の選択肢を設置する。

<対策>

- 平成28年4月～ 育児短時間勤務の調査、取得拡大（年齢及び雇用形態の選択肢の設置）の検討
- 平成29年3月～ 育児・介護休業等に関する規程の一部改正を行い、育児短時間勤務の取得拡大